

## 大阪スーパーシティ企業等登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪スーパーシティ企業等登録について必要な事項を定める。

### (登録申請)

第2条 大阪のスーパーシティに係るフィールドにおける事業（企業等がその先端的サービスに関してスーパーシティ型国家戦略特別区域制度を活用して行う規制・制度改革提案及びそのために必要となる実証ないし実装その他これに必要な事業(大阪市内で実施するものに限る。)をいう。以下「フィールド事業」という。)を行おうとする者（複数の法人が事業共同体その他これに類するもの（以下「事業共同体等」という。）を組成するときは、これを含む。）は、申請により、大阪府知事及び大阪市長の登録を受けることができる。ただし、申請にあたっては、大阪府知事及び大阪市長と事前協議するものとする。

2 大阪府知事及び大阪市長は、前項の申請があった場合において、その申請が次の各号に掲げる基準に適合すると、大阪府知事及び大阪市長が認めるときは、登録を行った旨を様式第1号により通知し、基準に適合しないと認めるときは、様式第2号により通知するものとする。

#### (1) 次のすべてに該当すること

ア 申請者が法人格を有すること。ただし、事業共同体等が申請者となる場合はこの限りでない。この場合において、事業共同体等を構成するすべてのものが法人格を有するものであること。

イ フィールド事業のうち、規制・制度改革提案及びそのための実証その他これに類するもの（以下「提案等」という。）が次のいずれにも該当すること。

(ア) 提案等の実施場所について具体的に提示できること

(イ) 提案等の構想又は計画が具体的かつ適正であること

(ウ) 提案等の背景、必要性及び期待される効果が具体的かつ適正であること

(エ) 提案等の対象となる規制等の内容及び根拠法令が具体的かつ適正であること

(オ) 提案等を実現するために必要な規制改革の内容及び当該規制改革によって生じうる懸念の有無や代替措置が具体的かつ適正であること

ウ フィールド事業を着実に遂行するために十分な体制及び能力として、次のいずれにも該当すること。この場合において、申請者が事業共同体等であるときは、当該事業共同体等を構成する法人間の役割分担、責任体制及び連携体制が明確にされていなければならない。

(ア) フィールド事業を所掌する専従的な組織その他の運営体制を有すること

(イ) フィールド事業に係る専門的かつ技術的助言が可能な人員を有していること

- (ウ) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過又は直近3年間連続で最終収支において損失を計上していないこと。ただし、当該状態が改善される見込みである旨の誓約書（代表者印の押印のあるものに限る。）の提出がなされたときは、この限りでない。なお最終収支とは損益相当額や収支差額などを指す。）
  - (2) 次のいずれにも該当しないこと（申請者が事業共同体等であるときは、当該事業共同体等を構成するすべての者が次のいずれにも該当しないこと）
    - ア 税に未納のある者
    - イ 不正又は不誠実行為をするおそれがあると認められる者
    - ウ 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始の決定がなされている者
    - エ 第6条第5項による登録の取消しを通知した日から5年を経過しない者
    - オ 次の申立てがなされている者
      - (ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
      - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
      - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
    - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
    - キ 代表者又は役員のうち、次の項目に該当する者があるもの
      - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
      - (イ) 法第32条第1項第2号又は第4号に該当する者
      - (ウ) 罰金以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）により懲役又は禁錮刑に処せられた者を含む。）であって、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 第1項の申請には、登録申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、大阪府知事及び大阪市長に提出しなければならない。
- (1) 運営体制表（実際に事業に参画する人員数、全員の氏名及び連絡窓口がわかるもの）
  - (2) 提案等に関する書類
  - (3) 履歴事項全部証明書
  - (4) 直近3年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
  - (5) 前項第2号アからキまでのいずれにも該当しないこと、第4条及び第5条、その他本要綱に定める事項を遵守する旨を誓約する書面（様式第4号）

(登録の公表及び表示)

第3条 大阪府知事及び大阪市長は、前条第2項の登録があったときは、登録に係る状況を速やかに公表するものとする。

2 前条第2項の登録を受けた者(以下「登録企業等」という。)は、そのフィールド事業について、「大阪スーパーシティ登録企業等」の名称を用いることができる。

(変更承認手続き等)

第4条 登録企業等は、第2条の申請内容に変更があるときは、様式第5号により、大阪府知事及び大阪市長に申請を行い、大阪府知事及び大阪市長の承認を受けなければならない。ただし、法人住所・代表者名・連絡先等その他変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第2条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、変更がない事業の内容に係る書類は、その添付を省略することができる。

3 登録企業等は、第1項ただし書の軽微な事項を変更したとき又は事業の全部を廃止したときは、その日から10日以内に、様式第6号により、その旨を大阪府知事及び大阪市長に届け出なければならない。

4 登録企業等は、第2条第2項第2号アからキまでのいずれかに該当するに至ったときは、その旨を大阪府知事及び大阪市長に届け出なければならない。

(事業報告等)

第5条 登録企業等は、事業年度(毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。以下同じ。)ごとに、様式第7号により、事業実績報告書を作成し、毎事業年度経過後1月以内に、大阪府知事及び大阪市長に提出しなければならない。

2 大阪府知事及び大阪市長は、本要綱の実施に必要な限度において、登録企業等に対し、そのフィールド事業に関し、必要な報告を求めることができる。

3 大阪府知事及び大阪市長は、前項の報告がないとき若しくはその報告があった場合においてその内容に疑いがあると認めるとき又は登録企業等が第2条第2項第1号の基準に適合しなくなったと認めるときは、当該登録企業等に対し、期限を定めて、改善を求めることができる。

(登録の取消し等)

第6条 第4条第3項の届出のうち、フィールド事業の全部の廃止に係るものがあつたときは、当該登録企業等の登録は、失効する。

2 大阪府知事及び大阪市長は、前条第1項の事業実績報告書の提出がないとき又は前条第3項の規定により改善を求めたにも関わらず登録企業等における改善がないと認めるときは、大阪府知事及び大阪市長の協議により、その登録を取り消すことができる。

- 3 大阪府知事及び大阪市長は、登録企業等が第2条第2項第2号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、大阪府知事及び大阪市長の協議により、その登録を取り消すものとする。
- 4 大阪府知事及び大阪市長は、前2項の規定により取消しをしようとするときは、当該登録企業等から書面又は口頭による意見聴取を行うものとする。
- 5 大阪府知事及び大阪市長は、第2項又は第3項の規定による取消しを行った場合は、様式第8号により、取消しを行った旨を通知する。
- 6 大阪府知事及び大阪市長は、第1項の規定により登録が失効したとき、又は第2項若しくは第3項の規定による取消しをしたときは、公表されている登録状況一覧から当該法人又は事業共同体等の名称を遅滞なく削除しなければならない。

(助言、協力等)

第7条 大阪府知事及び大阪市長は、本要綱に定める事項に関し、大阪スーパーシティ認証登録制度の推進にかかる協定を締結した者に対して、助言その他協力を求めることができる。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行に関し必要な事項は、大阪府知事及び大阪市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月8日から施行する。

特 区 第 号  
大 都 統 第 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者職・氏名 様

大阪府知事  
大阪市長

大阪スーパーシティ企業等登録について（通知）

年 月 日付けで申請のありました「大阪スーパーシティ企業等登録」（新規申請・変更申請）について、大阪スーパーシティ企業等登録要綱第2条の規定により、次のとおり通知します。

記

1. 結果  
登録
2. 登録内容  
申請書のとおり

様式第2号（第2条第2項関係）

特 区 第 号  
大 区 統 第 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者職・氏名 様

大阪府知事  
大阪市長

大阪スーパーシティ企業等登録について（通知）

年 月 日付けで申請のありました「大阪スーパーシティ企業等登録申請」（新規申請・変更申請）について下記の理由により登録いたしませんので、大阪スーパーシティ企業等登録要綱第2条の規定により通知します。

（理由等）

# 大阪スーパーシティ企業等登録申請書

年 月 日

大阪府知事様  
大阪市長様

申請者 住所又は居所  
ふりがな  
氏名  
電話番号 ( )

大阪スーパーシティの企業等の登録を受けたいので、大阪スーパーシティ企業等登録要綱第2条の規定により、次のとおり申請します。

登録を受けようとする法人に係る事項	名称		
	代表者職・氏名		
	資本金		
	主たる事務所の所在地		
	その他の事務所の所在地		
	担当者	職・氏名	
		連絡先	TEL（直通）：
Fax：			
	E-mail：		
事業に係る事項	対象地域の範囲		

実施しようとするフィールド事業  
(当該事業の提案等の背景、  
必要性及び期待される効果など)

事業において必要となる規制改革

実装までの具体的な実施計画

	備 考	
--	-----	--

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運営体制表（実際に事業に参画する人員数及び全員の氏名並びに連絡窓口がわかるもの）</li> <li>2. 提案等に関する書類</li> <li>3. 履歴事項全部証明書</li> <li>4. 直前3年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書</li> <li>5. 様式第4号</li> </ol>
---------	--

（注）申請者の住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

書類の添付に当たっては、上記記載の書類に加え、その他添付すべき書類があれば添付すること。

（注）申請にあたっては、事前に、当該事業を実施する地域に係る「フィールドコーディネート団体」（「大阪スーパーシティフィールド認証要綱」に基づき、大阪府知事及び大阪市長が認証した者）との協議を行うこと。

※フィールド事業のための事業所等の所在地、事業に係る事項の内容に変更があるときは、様式第5号により事前に申請を行い、大阪府知事・大阪市長の登録を受けてください。（それ以外の変更については、変更から10日以内に様式第6号により届出を行ってください。）

## 誓 約 書

申請者(申請を行う者のほか、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 ) は、「大阪スーパーシティ企業等登録要綱」(以下「本要綱」という。)に規定する第2条第2項第2号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、第4条及び第5条、その他本要綱に定める事項を遵守することを誓約します。

大 阪 府 知 事      様

大 阪 市 長      様

年      月      日

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

(事業共同体の場合は、代表企業が提出すること。)

# 大阪スーパーシティ企業等登録 変更申請書（軽微以外）

年 月 日

大阪府知事様  
大阪市長様

申請者 住所又は居所  
ふりがな  
氏名  
電話番号 ( )

大阪スーパーシティ企業等にかかる、申請の内容を変更したいので、  
大阪スーパーシティ企業等登録要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

		変更前	変更後
事業に係る事項	対象地域の範囲		
	実施しようとするフィールド事業		
	事業において必要となる規制改革		

	実装までの具体的な実施計画		
	そ の 他 変 更		
備 考			
<p>(注) 申請者の住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>変更のない項目については、空欄もしくは変更なしと記載すること。</p> <p>書類の添付に当たっては、上記記載内容に加え、その他添付すべき書類があれば添付すること。</p>			

大阪スーパーシティ企業等登録  廃止届  
 変更(軽微)届

大阪府知事様  
 大阪市長様

申請者  
 住所  
 (ふりがな)  
 氏名  
 電話番号 ( )

大阪スーパーシティ企業等登録要綱における、フィールド事業について、  
 事業の全部を令和 年 月 日付で廃止したので、  
 住所その他軽微な事項を令和 年 月 日付で変更をしたので、  
 大阪スーパーシティ企業等登録要綱第4条第3項の規定により、次のとおり届出します。

※該当箇所を記載してください

事業の全部廃止	廃止理由・経緯	
---------	---------	--

		変更前	変更後	
軽微変更 (該当箇所を記載)	名称			
	代表者職・氏名			
	法人の主たる事務所の所在地			
	その他の軽微変更			
	担当者	職・氏名		
		連絡先	TEL(直通):	
			Fax:	
Email:				



令和〇年度  
事業実績報告書

## 1. 申請者の概要

申請者	企業・団体名		
	代表者職・氏名		
	所在地	〒 -	
	担当者	職・氏名	
		連絡先	TEL（直通）：
Fax：			
	E-mail：		

## 2. 実績報告（〇〇年〇月～〇〇年〇月）

報告項目	適	否
報告対象年度において大阪スーパーシティに係る事業活動を実施した		
① スーパーシティ型国家戦略特別区域制度を活用して先端的サービスの実装のための規制・制度改革提案、これに係る実証、その他の取組を行った		
② ①の実装に必要な事業その他の取組を行った		
報告年度において大阪スーパーシティに係る事業活動は事業計画書のとおりに進捗した（「否」の場合は事業計画書に係る変更認証申請が必要となります）		

## 3. その他

備考	
----	--

様式第8号（第6条第5項関係）

特 区 第 号  
大デ統第 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者職・氏名 様

大阪府知事  
大阪市長

大阪スーパーシティ企業等登録の取消について（通知）

年 月 日付で、特区第○号及び大デ統第○号により通知した大阪スーパーシティ企業等登録について、下記の理由により登録を取消しましたので、大阪スーパーシティ企業等登録要綱第6条第5項の規定により通知します。

（取消理由等）